

 全日本畳事業協同組合
All Nippon Tatami Business Cooperative

令 8 年 1 月 29 日

畳振興議員連盟役員を訪問



1 月 22 日、全日畳執行部役員が畳振興議員連盟役員を表敬訪問しました。

特筆すべきこととしまして、昨年 11 月に畳議連会長である金子恭之衆議院議員が国土交通大臣に、そして畳議連幹事長である有村治子参議院議員が自民党 3 役の総務会長にそれぞれ就任されました。

翌日に衆議院が解散になるという政局が大変な時でしたが、14 時ジャストに国土交通省大臣室で金子恭之大臣が迎えてくださいました。最初に石河理事長が、昨年の熊本大雨における政府の手厚い産地への支援主導について、畳店業界として御礼を申し上げました。そして二つの要望が書かれた要望書を手渡しました。金子大臣は国交省行政に長けておられ、今後のご活躍と畳産業、い草産業へのお力添えをお願いしました。

続けて役員一同は自由民主党本部へ移動しました。昨日まで候補者の公認作業が行われていた総務会会議室で有村治子総務会長と再会。役員それぞれが地元から持ち寄った土産を手渡すと先生は大変喜ばれていました。そして総務会

の果たしている役割が重い党内の決定機関であることなど、驚くほど現実的で厳しい政府与党の重要な機関であることを再認識しました。



次に総務会長室でいくつか報告とお願いをさせて頂き、意見を頂戴しました。



ところが要望に対して、それはなかなか厳しいと言われました。有村先生曰く、「あなた方と信頼関係があるからこそはっきり申し上げるのですよ。」そしてその要望を実現するためには、このようなことを加えれば可能性があるといったご指摘もいただきました。

また両役員には、6月8日に都内で行う全日畠の総代会にお越し頂くようお願いしました。石河理事長と藤本相談役以外の5名にとっては、初めての政府重要部署への訪問となり、さすがに役員皆さん緊張の様子でした。

(別紙) 金子恭之国土交通大臣への要望書

令和 8 年 1 月 22 日

国土交通大臣

金子 恭之 様

全日本畳事業協同組合

理事長 石河 恒夫

国産蔺草産業存続のための畳店業界からのお願い

謹啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は畳業界に格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年、熊本蔺草産地を襲った大雨による甚大な被害につきまして、金子先生に大変なご尽力を頂きましたおかげで、蔺草生産農家に対する手厚い政府補助が実現しましたことを心からお礼申し上げます。何と言いましても産地あっての畳業界です。産地からは災害の影響を乗り越えて、畳表の生産が正常に戻りつつあるとの報告を頂いております。

しかしながら熊本蔺草産地は植え付け農家数が 200 軒を割り込むことが予想され、また激減した畳の需要と採算が合わない理由で廃業する畳店も年々増加しており、畳業界は油断ならない状況が続いています。私共畳店業界ができるることは、蔺草畳表の畳を一枚でも多くお客様に販売することに尽きます。そこで下記の 2 つの要望をさせて頂きたくお願いに上がりました。

1) 建設業許可・業種区分について、畳業の内装仕上工事からの独立

本年 1 月より下請法が「中小受託取引適正化法」に改正・施行され、改正により価格転嫁支援が強化されるとされております。しかし畳業は内装仕上工事に区分けされているため、畳の製造能力を持たない他の内装仕上業者（8 業種）でも落札が可能です。落札価格あっての価格ですので、いくつもの丸投げ・転嫁マージンを経ることにより、末端の畳店は安価な請負となってしまい、結果的に安価な中国産畳表を使わざるを得ないのが現状です。

この安価な公共工事の受注金額が建設業界の一つの目安ともなり、一般向けの畳施工単価にも影響していることは否めません。いくつかの出版社に積算単価本の掲載価格を適正な価格に訂正して頂きましたが、全国的に普及するためには相当な年月を必要とします。

3 年前、畳振興議員連盟の勉強会で貴庁より配布頂きました資料「業種区分

の見直しの基本的な考え方」には、「適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること」と記載されています。

「畳」は

- ・2020年12月に木造建造物を受け継ぐための伝統技術として、17の選定保存技術の一つとして畳製作がユネスコの無形文化遺産に登録されました。
- ・3年前に松村修一氏（神戸芸術工科大学学長）ら18名の有識者が発起人となって設立された「現代・和室の会」におきまして、和室の定義とは何か？との問い合わせに対しほとんどの発起人が「畳の敷いてある部屋」であると答えています。
- ・貴庁が令和8年3月目処に改定を予定している「住生活基本計画」におきまして、今回の計画内に「和の住まい」「伝統的な住文化」についての記述が新たに追加されました。

P19、1行目（「和の住まい」の推進）

「和の住まい」や住文化の良さの再認識、伝統技能の継承と担い手育成、伝統産業の振興・活性化の促進

畳・襖・瓦・土壁・漆喰をはじめとする地域の自然素材を利用する「和の住まい」の推進に向けた環境の整備

このようにまで認識されている「畳」ですが、畳店・流通業界、そして蘆草産地が未だかつてない厳しい状況に陥っており、このままでは住まいから畳が無くなってしまう大きな社会的問題となり得ることも決して空想ではありません。以前にこの案件を前中野大臣に陳情した際に、城課長をはじめ担当課の方々には丁寧に対応頂きました。もし独立した場合、今以上に様々な規制が加わることになるとのご指摘も頂きました。この1年業界内で模索した中で、規制が増えても内装仕上業種から独立するメリットの方が大きいと考えるに至りました。

2)工業高等学校建築科等におけるカリキュラムに畳を加えて頂きたい。

前述「住生活基本計画」のP27、18行目には

国民の住生活リテラシー向上を推進するに当たっては、耐震性能や省エネ性能、耐久性能など、住宅の性能に関わるものに加え、畳・襖・瓦・土壁・漆喰をはじめとする地域の自然素材を活用した「和の住まい」など、失われつつある伝統的な住文化の良さや技能の継承に向けた担い手育成の必要性について、再認識することができる機会を創出する必要がある。

と記載されています。

ところが建築設計・施工に携わる設計士や工務店が、畳について、例えば

ランクや種類、熊本県産与中国産畳表の違いなど、その知識と見分が十分ではないために、自信をもって消費者に畳を提案できていない現状があります。これはまさしく今まで私共の畳業界が、効果的なPRをしてこなかったことに尽きます。その反省をもとに、2年前より全国い産業連携協議会に協力頂き、建築士に向けたカタログの発刊、熊本県産畳表の良さを消費者に発信する冊子の制作など、また本年度はSNSの縦型動画にて畳のイメージの良さを配信するなど、知恵を絞り畳のPRを取り組んでいるところです。

学校教育の中ですので文化庁が関連する事案ではございますが、これから建築関係に進もうと考えている若い担い手に、将来、家造りに畳を採用して頂くためにも、畳の専門家を講師として派遣して畳の良さを伝える授業をカリキュラムに取り入れて頂きたいと思います。

今までこれほどまでに畳業界の今後について強い危機感を抱いたことはございません。畳業界の今後の存続のためにも、是非、行政のお力添えを強くお願い申し上げる次第です。

謹白